

# 第一八章 移動と漂流史料における民族の接触と文化の類縁関係

## —与那国島と台湾—

黄智慧／稻村務 訳

### 海上の道

台湾島内のオーストロネシア語族系の民族と周囲の民族の関係を考えると、台湾の島嶼的な特性から、人々は必ず海路を経て往来してきたという事実がまずもつてある。海の地理的な位置から言えば、台湾は東北アジアと東南アジアあるいはアジアとオセアニアのまさに結節点に位置している。それゆえ、人々の往来した海上の道には多様な経路が含まれていた。台湾の西の漢民族と台湾島の間の人の移動と往来について書き残された文献は極めて多いが、これを除く他の経路に対する理解と認識は大変限られている。特に台湾の東北に位置するすぐ隣の琉球列島の住民と台湾のオーストロネシア語族の人々とがどんな関係にあつたのかは、民族史上の空白の一ページとなつていて。

台湾の東北方向に位置する琉球列島は大小一六〇あまりの島々からなり、これらの島々は日本の九州から台湾の間に、南北に細長く弓形に並んでいる。琉球列島の中で、最も台湾から地理的に近いのが南部の八重山群島で、十一の有人島があり、緯度はすべて台北よりも南に位置する。八重山群島の最西端は与那国島（北緯二四度二七分、東經

一二二度五六分)で、台湾東部の宜蘭との距離は一一〇キロメートルしかない。八重山群島と台湾は同じく黒潮の流れるところに属し、自然条件から民族間の移動は十分可能である<sup>(1)</sup>。この課題を追求するために、筆者は以前に口頭伝承資料から与那国島の起源神話を検討したことがあり、またフィールドワークによる資料から一〇世紀以降の与那国島と台湾の間の往来について、その密接な関係を論じたことがある〔黄智慧一九九三、一九九四〕。本稿は、歴史における人の移動と漂流という視点から、両者の間の社会・文化的関連を考えようとするものである。

こうした視点をとるのは、航海や造船の技術がすでに相当発達している時代、正史あるいは野史を問わず、与那国と台湾の間の明確な意図を持つた往来の文献記録を目にするとはないが意図的ではないあるいは意図的か意図の不明な海上漂流事件は、むしろ沖縄側の史料の中に頻繁に出てくる事柄であり、琉球王国の政治機能や海上交通史、社会生活などの研究に大変高い歴史学的価値をもつていているからである〔高良一九八七：一二〇—一三〕。この中で、直接に与那国島と台湾の漂流の記録はそう多くはないが、筆者は幸いにしてまとまつた史料を手にすることができた。まず、このテーマに入る前にいくつかのまだ論じていない史料があり、その中には極めて豊富な民族学的情報が含まれていることが分かった。本稿の目的は三篇の沖縄の側に残された漂流と移動にかんする史料から、与那国島と台湾島にあつたと思われる相互交渉と相互認識を検討し、さらに両者の民族接触と文化の類縁関係を検討したい。

方法論的な問題として、過去の両地の間の人々の社会と文化の関連を論じる際、一つの重要な問題は、時系列にして照らし合わせる必要があるということである。言い換えれば、同一の時期の相關史料を比較なし対比してはじめて直接的に論証できるということである。しかし、台湾島のオーストロネシア語族は文字を発展させておらず、漢人による歴史記録も少ない。ゆえに、台湾の渉外史を再構成するには、台湾以外の史料を借用ないし解読することはとても重要である。同じように与那国島も文字を発達させなかつたので、この二つの無文字の民族の間の往来や接触については、第三者が残した文字記録を糸口にして、ようやく探ることができる。この五〇〇年の間に、ヨーロッパ人は全世界の大部分の無文字の民族の生活領域に入り込み、大量の記録を残している。人類学者はこれらのヨーロッパ

人の探検、宣教、貿易、戦争などを主題とした文献から無文字民族と外界との往来の歴史を描くことにかなり成功している〔e.g. Wolf 1982, Sahlins 1985〕。以下、本稿が扱っている問題はこれらに近く、三篇の史料の主題もまた一五世紀から一九世紀の人々の漂流と移動に関連しており、それは東シナ海、東アジア地域の島嶼社会間に特有な歴史的現象である。

### 朝鮮の濟州島の漂流者のみた与那国島

一五世紀以前の与那国島から八重山諸島には、既に人がいたことは疑いをさしはさむ余地はないが、この地域では文字が発達していなかったので、残された記録がない。北方の琉球王国はまだこの地域の統治体制を確立していかつたため、琉球王国の関連史料の記載はこの地域まで及んでいなかった<sup>(4)</sup>。

しかし、一四七七年に濟州島民の一行が不意に海上で遭難し漂流したため、与那国島を含む当時の琉球の社会・文化の諸相について生還者の見聞の口述記録が偶然に残されている。この筆記記録は朝鮮李朝の『成宗大王實錄』第一〇五巻のなかにある。

その事件とは、一四七七年（成宗八年）二月一日に濟州島に住んでいた農民である金非衣などの一行一〇人が、かんきつ類を載せて濟州島から都城に北上する予定で出帆したものの、楸子島に向かう途中で暴風に遭い、十四日間海上を漂流し、結局わずか三人が与那国島の漁民に助けられ、残りは溺死したというものである。この三人は言葉ではコミュニケーションを取れなかつたが、与那国島民からは親切な扱いを受け、各民家に代わる代わる世話を受けた。記録の中には「思念郷土常常涕泣」（故郷を思い常に泣く）や島民が新しい稻を抜くと稻藁が東に吹き飛ぶとあり、これは稻が実るのを待てば帰ることができる」とを喻えている。果たして七月の夏が来て稻が成熟してきた時、南風が吹き、その風力によつて、酒と食糧を積み込んだ小舟に乗つて、島民は彼らを比較的大きい西表島まで護送

し、数日滯在した後、与那国島まで帰つた。その後、朝鮮の漂流者たちは西表島で五ヶ月ほど船を待つて、波照間島、黒島、新城島、多良間島、伊良部島、宮古島を転々とした後、琉球王国の船舶に乗つて、一四七八年六月に沖縄本島の首里王府に到着し歓待を受けた。この後、三ヶ月ほど首里に滞在し、交易にきていた九州博多の商船に、琉球王府が委託して朝鮮に送り届けられた。彼らは一四七九年の五月に博多を経て朝鮮の塙浦に着き、六月に役人に促されてこの記録を作成した。文体は当時の漢文体を使用している。

濟州島民が述べる各島の見聞記録のうち、彼らが救助されて岸に上げられ、最も長く滯在した与那国島についてのものが最も詳細である。

島の名は閩伊是麼（其の俗、島を謂いて是麼と為す）なり。人家、島を環りて居る。周囲は二日程可り。島人は男女百余名なり。草を刈りて廬を海浜に結び、俺等を將て住止せしむ。俺等、濟州を発してより、大いに風ふき激浪穎を過ぎ、水、舟中に満ち、舷の浸らざる者、数板なり。金衣非・李正・瓠を操り水を挹みて之を去る。姜茂は櫓を執る。余は皆、眩暈して臥し、炊爨すること能わず。勺飲、口に入れざる者、凡そ十四日なり。是に至り、島人、稻米粥及び蒜本を將て来饋し、其の夕より始めて稻米飯及び濁酒・乾海魚を饋す。魚名は皆知らず。留まるごと七日、人家に移置す。輪次、饋餉す。一里饋して訖れば輒ち次里に遞送す。一月の後、俺等を三里に分置し、亦た輪次、饋餉す。凡そ酒食を饋餉すこと一日に三時なり。

#### 一、島人の容貌は我が國と同じ。

一、其の俗、耳を穿ち、貫くに青小珠を以てし、垂ること二、三寸許りなり。又、珠を貫ぬき項を繞ること三、四匝垂ること一尺許りなり。男女同じ。老者は否らず。

#### 一、男女皆徒跣にして鞋無し。

一、男女は髪を絞し、屈げて之を畳む。束ぬるに苧繩を以てし、髻を項の辺に作る。綿巾を着せず。鬚長は脣を

過ぐ。或いは絞して髪を繞らすこと數匝なり。婦人の髪も亦た長し。立てば則ち腿に及ぶ。短き者も膝に及ぶ。髪を作らず、頭上に環統し木梳を鬟に横挿す。

一、釜鼎、匙筈、盤盂、磁・瓦器無し。土を摶して鼎を作り、日に曝して之を乾かし、熏ずるに藁火を以てす。炊飯すること五、六日にして輒ち破裂す。

一、専ら稻米を用う。粟有りと雖も種うるを喜ばず。

一、飯は盛るに竹筍を以てす。摶して丸と為す。拳大の如し。食案無く、小木几を用う。各々人前に置く。毎食時、一婦人筍を主り、之を分つ。人ごとに一丸なり。先づ木葉を掌中に置き、飯塊を以て葉上に加えて之を食す。其の木葉は蓮葉の如し。一丸尽くれば又一丸を分つ。三丸を以て度と為す。能く食する者は丸数を計らず、隨いて尽くれば隨いて給す。

一、塩、醬無し。海水を以て菜と和し羹を作る。器は瓠子を用う。或いは木を剝りて之を為る。

一、酒は濁有りて清無し。米を水に漬け女をして嚼ましめて糜と為し、之を木桶に釀す。麴羹を用いす。多く飲みて然る後微かに酔う。酌むに瓢子を用う。凡そ飲む時は、人ごとに一瓢を持ち、或いは飲み或いは止み、量に隨いて飲む。酬酢の礼無し。能く飲む者には又爵を添う。其の酒甚だ淡し。釀して後、三、四日にして便ち熟す。久しければ則ち酸す。筍を用いす。

一、肴は乾魚を用う。或いは鮮魚を刲切して膾と為す。蒜・菜を焉に加う。

一、或いは米を漬け歩目に擣き、摶して餅と為すこと櫻大の如し。櫻葉に裹み藁を以て之を束ね、烹て之を食す。

一、其の居は、率ね一室を作り、房奥の戸牖無し。前面は稍軒挙がり、後面は簷、地に垂る。蓋するに茅を用う。瓦無し。外に藩籬無し。寝るに木床を用う。衾褥無し。藉くに蒲席を用う。居る所の室の前に別に樓庫を立て、以て収める所の禾を貯う。

一、俗に冠帶無し。暑には則ち或いは櫻葉を用て笠を作る。状、我が國の僧笠の如し。

一、麻、木綿無し。亦た蚕を養わず。唯だ苧を織りて布を為る。作る布は直領の如し。而れども領及び襞積無く、袖短くして闊し。染まるに藍青を用う。中裙は白布三幅を用い、統べて脣に繋ぐ。婦人の服も亦た同じ。但だ内に裳を着す。而れども中裙無し。裳も亦た同じ。青に染む。

一、家に鼠有り。牛・鶏・猫を畜す。牛・鶏の肉を食せず。死すれば則ち輒ち之を埋む。俺等云う『牛・鶏の肉は食す可し。埋む可からず』と、島人、唾して之を呞う。

一、山に材木多く、雜獸無し。

一、飛禽は惟だ鳩と黃雀のみ。

一、昆虫に亀・蛇・蟾・蛙・蚊・蝙蝠・蜂・蝶・螳螂・蜻蜓・螟蛉、蚯蚓・蛍・蟹有り。

一、鉄冶有り。而れども耒耜を造らず、小鍤を用て田を剔り草を去りて以て粟を種う。水田は、則ち十二月の間、牛を用て踏ましめ播種す。正月の間、移秧す。鋤草せず。二月、稻方に茂る。高さ一尺許り。四月、大いに熟す。早稻は四月刈るを畢り、晚稻は五月方に刈るを畢る。刈るの後、根莖復た秀で、其の盛ること初めに愈る。七、八月、収穫す。未だ穫せざるの前、人皆謹慎す。言語すと雖も亦た厲声せず、口を蹙めて嘯を為さず。或いは草葉を捲きて之を吹く有れば、杖を以て之を擡して禁ず。収穫の後は乃ち小管を吹くも、其の声甚だ微細なり。

一、穫する所の稻は稈を連ねて之を束ね、樓庫に置く。竹枚を以て之を鏽し、春くに歩臼を以てす。

一、草及び禾を刈るに鎌を用い、研るに斧・鎌子を用う。又、小刀あり、弓矢・斧戟無し。人、小槍を持し起居に於ても舍かず。

一、人死すれば則ち棺中に坐置し、厓厂の下に置き、之を埋むるに土を以てせず。若し厓厂広ければ、則ち五、六棺を并べ置く。

一、其の土、温燠なり。冬も霜雪無し。草木は彫せず、又冰無し。島人、單衣二を着す。夏は則ち只だ一を着す。

男女同じ。

一、蔬に蒜・茄子・真瓜・躰鷗・生薑有り。茄子は茎高三、四尺なり。一たび種うれば則ち子孫に伝え、結実すること初めの如し。太いに老ゆれば則ち中ほどに之を研る。又、芽薑を生じて結実す。

一、木に烏梅・桑・竹有り。

一、果に青橘・小栗有り。橘は四時開花す。

一、灯燭無し。夜は則ち竹を束ねて炬と為し、以て之を照らす。

一、家に溷廁無し。野に遺矢す。

一、布を織るに篾杼を用う。模様は我が国と同じ。其の他の機械同じからず。升数の麤細も亦た我が国と同じ。

一、地を掘り小井を作る。水を汲むに瓢器を用う。

一、舟に柁棹有るも櫓無し。但だ風に順いて帆を懸くるのみ。

一、其の俗に盜賊無し。道に遺を拾わず。相い詈罵喧闘せず。孩児を撫愛し、啼泣すと雖も焉に手を加えず。

一、俗に酋長無し。文字を解せず。俺等、彼と言語通ぜず。然れども久しう其の地に処り、粗言う所を解す。俺等、郷土を思念し常常涕泣す。其の島人、新稻の茎を抜き旧稻に比べて之を示し、東向して之を吹く。其の意は蓋し『新稻、旧稻の如くにして熟すれば當に発還すべし』の謂いならん。

凡そ留まること六朔、七月晦に至り、南風を候ち、島人十三名、俺等を將て糧及び酒醪を齎し、同に一船に騎し、行くこと一昼夜半、一島に至る。島名は所乃是歟なり。……

（『朝鮮王朝實錄』池谷・内田・高瀬（編訳）二〇〇五a-b）

史料に述べられているように、与那国島は朝鮮の漂流者が救助された場所であり、それはまた最も長く停留したところもある。それゆえ、与那国島の描写は最も詳細であり、全記録の約三分の一を占める。また、濟州島の漂流者

は与那国島の社会の諸相を記憶の基準としており、沖縄南部のその他の島々の見聞もまたこの記載を基に特徴的などころを述べており、往々にして「閏伊島と後は同じ」とか「おおよそ閏伊島と同じ」と書いて終わっている。例えば、身体装飾について漂流者による西表島の記載は「婦人は鼻の両側を穿ち小さな黒い木を通しておる……（中略）：足には連なつた小さな青珠を卷いてる」、波照間島では「男女は耳を穿ち小さな珠を通し、珠の飾りを頭に掛けている」、新城島では「腰のところとすねのところに青珠を巻く習慣があり、男女同じである」といった記述がある。しかし、この「青珠」を中心とした身体装飾は宮古島以南のものであり、沖縄本島より北ではみられない。

次に生活技術や農作物については、八重山群島のその他の島々と与那国島はほぼ同じである。しかし、彼らは作物については若干の違いを指摘しており、それは他の島々の大半では水田稻作がないということである。西表島では「粟が稻の三分の一を占める」、波照間島では「黍、粟、麦があり、水田はなく、米は島との貿易による」とあり、粟を植える暦も「十月に粟の種まきをし、二、三月に収穫し、これをまた植えると七、八月に収穫できる」と記載されている。その他、新城島、黒島も波照間島同様に粟しか植えておらず、米は西表島（この島は八重山群島のなかで最も面積が広い島）との貿易で得ていた。ゆえに、与那国島は八重山群島のなかでもごく少数の米を自給できた島であり、この点は今日でも明らかことで、与那国島には小さな山や沼があつて、地下水資源が豊富であり、他の小島よりも稻を植える条件がそろついているということができる。

北のほうに行くと、宮古群島に属する多良間島では「黍、粟、麦があり、稻はない」とあり伊良部島（伊羅夫島）では「黍、粟、麦があり、稻もある。稻は麦の十分の一：（中略）：酒を釀すのに米麹として用いる」とある。宮古島に到ると、「稻、黍、粟、麦」があり、米麹として酒に用いるが「炊飯には鉄の鼎を使い、それは脚のない釜に似ているが、琉球国との貿易による」とあり、宮古島が当時王府のある北の沖縄本島と既に密接な関係を持つていたことが窺える。

宮古島の一行は済州島民を琉球王府の首里まで護送した後、国王に青や赤の綿布を特別に褒美として貰い、酒肴を

供された。宮古島の人は「一日中酒に酔つた」といふ「頂いた綿布で服を作つた」とされ、一ヶ月停留した後、宮古島へ帰つた。その後、濟州島民は王府のあつた首里から、また八重山諸島、宮古諸島とは大違ひの巨大な王府の組織を目にし、市場では唐人、南蛮人、日本人が貿易や商売をする情況をみた。記録のなかでは、当時の王（尚真王）は幼く、母が摂政を務め、彼らが見た歳時年中祭儀など当時の琉球王国の関連史料との考証でもかなりの部分で符合しており、資料としての信憑性を増している。

この史料が一五世紀の琉球列島の社会や文化の諸相を研究する最も重要な材料であることは間違ひない。漢籍に述べられた情報から、我々は当時の各島の社会や文化が相互に運動した様子を推察することが出来る。濟州島民による与那国島の記述が最も多く、衣、裝飾、頭髪、食事、飲み水、酒造り、布造り、鳥類、昆蟲、獸、作物の植え方、農具、船、禁忌、埋葬、建築などの生活について、細やかな観察がある。これらの記録は与那国島に代表される八重山群島の一般的な生活形態を説明するとともに、「文化」の類型をいうこともできる。この種の社会・文化的類型は、むしろ南方の民族に比較的近い（後述する）。

彼らは冶鉄をするとはいゝ、技術は未発達であつた。比較的大型の鉄器については北方から南方への貿易によらなければならず、宮古島ではすでに鉄鍋で炊飯を行つていたものの、与那国島では簡単な土器が使われていた。また、宮古島ではすでに識字がすすんでおり、琉球王府の属地となつていていたが、与那国島ではまだ無文字社会の状態があつた。琉球側の史料の記載を参考すると〔仲宗根一九九三参照〕、南部の宮古島から八重山群島は一三九〇年に首里王府に最初の朝貢を行つたが、当時双方の言語は全く通じなかつた。琉球王は二〇名の聰明な若者を選び、王府に三年住まわせ言葉を学ばせた後、双方の往来が始まつたのだといふ。また、地方の史料に記載されているところでは、一六世紀初頭に石垣島から与那国島まで琉球王国への反乱暴動事件が発生しており、王府は終に軍隊を以つてこれを平定した。それゆえ、この漂流者の記録は与那国島が王国に征服される前の記録であり、南部諸島と沖縄本島の社会的文化的類型には大きな隔絶があつたということが見て取れる。これらの史料が描く当時の各島の鉄器、文字、綿布

などの国家の「文明」形態<sup>(5)</sup>の発展は、社会・文化の発展の相互に連動した様子からみて、北から南のルートをとつたようである。

これらの史料について、比較の観点から、筆者が提起したい問題は、一五世紀以前の与那国島に代表される南部諸島は前述の文化類型に属していたが、それは台湾のオーストロネシア語族の人々の社会や文化との類縁関係があるかどうかということである。さらに、沖縄本島を代表とする北方系統の文明形態はなぜ継続的に南下、あるいは西進し、台湾島まで来ることはなかつたのか。後者の問題は本稿でも後で議論を続けたい。前者の問題については、同時期の台湾のオーストロネシア語族の社会・文化にかんする文献がないので、直接の比較対照をする方法はないものの、こうした直接的な対照ではなくとも、筆者は比較的それに近い地域や時代の台湾の東海岸の民族の社会・文化的記録、また民族植物学、考古学の分析によっていくらか有意義な考察ができると思われる。

歴史上、台湾の東海岸の民族的集団の社会や文化について、オランダ人、スペイン人、漢人を問わず、比較可能な詳細な記録を残してはいない。ただ、一つだけ全くの偶然にとられた、一八〇三年台湾東海岸の秀姑巒溪口<sup>(6)</sup>に漂着した日本の北海道の漁船「順吉丸」の船長（彼は唯一の生還者でもある）の非常に貴重な口述記録がある。本論文では筆者は一九三九年の台北帝国大学図書館内の台湾愛書会が再版編集した、『享和三年癸亥漂流臺灣島之記』と題される史料によることとする。文献中に記録されている民族的集団は東海岸のクバラン人と秀姑巒溪口のアミ人とタイヤル人である。同船の漁民は秀姑巒溪口に停留した時間は四年に及び、そのため当地の社会・文化の描写は極めて詳細である。その口述記録によると、当地の男女は皆長髪で、頭に苧麻の縄を巻き、文字はなく、酋長もおらず、家屋（図からみて一室しかない）のほかは、高床式倉庫がある。便所はなく、屋根は萱、茅で葺いており、これらの描写は与那国島と酷似している。

器物からみると、当地では刃物、釜、斧、火縄銃などの金属器、漢人との貿易で得た陶器、タイヤル人との交易で得た弓、自家製の土杯の一種を除くと、土鍋は付近の村落で作つたものである。言い換えれば、一八〇一九世紀の外

部との接触後の当時は、台湾東海岸ではすでに鉄鍛冶は行われておらず、みな交易によつて得ており、また近隣の部族との交易もかなり頻繁であつたことがわかる。しかし、米飯などの主食にかんする記録のなかで、食事の時は竹籠のなかに入れてあつて、手でこれを握つて食事をするといったところは、朝鮮人の記録した与那国島の人についての記録「飯を竹笥に盛る…」という様子と非常に類似している。

この他、当地のアミ族の酒の醸成法が与那国島の囁み酒の方法と似ている。当地では粟を蒸した後「夷等家内の者残らす押て能々口を洗わせ、相集て是を噛むなり」その後、水を貯めた桶のなかに入れ、一〇日あまりおいて酒を作り。また、与那国島民と同じように、米を臼で搗いて餅を作る。農作物については、秀姑巒溪口では粟、稻を植えており、間はサツマイモ、サトイモを食べている。その節は次のようにある。「粟のみ一作なれば、夷人粟を刈り終る毎に一年終りたりといへり」また「稻も田なれば畑に植付、初作は季冬より初春の頃までに植終り、五月に至りて是を刈収し、直に再植をなし、九十月の頃熟して是を刈採る。然も君長といふ者なれば、貢物といふ事もなく、皆己々が作り取とする事也」、この記録からは稻の作付け時期について与那国島とかなりの程度類似していることがみてとれる。また、封建制度にあつた江戸時代の漁民の目から見ると、当地には君主による統治制度がなく、貢納などの社会制度もなかつたので特にこのような記載があると考えられる。

一八〇三年の漂流記録の後は、二〇世紀初頭の台湾總督府臨時台灣旧慣調査会が出版した報告書には明確に東海岸のアミ人の記録がある。彼らは伝統的に稻（陸稻）、粟、黍、芋などを植え<sup>(8)</sup>、そのうち陸稻は二期作である。旧暦十二月に種を植え、手鍬を使って土を掘り、五月に収穫し、すぐさまその古い株の傍らに種をまいて十月に収穫する。粟も同様に旧暦十二月に種をまき、手鍬で土を掘り、五月には収穫を始め、収穫後は屋内外か高床式倉庫に納める〔台灣總督府臨時台灣舊慣調查會 一九一五・三二・三五〕。その他、粟の収穫のときに若干の禁忌がある〔台灣總督府臨時台灣舊慣調查會 一九一三・一〇、一六、一九一五・一七三〕。これらの記録から、当地の稻、粟の耕作暦や農具の使用が八重山群島と似ていることがわかる。

稻作の問題に触れておくと、民族植物学者の佐々木高明が与那国島の稻作の変遷について仔細に分析、比較したことがあった〔佐々木一九八四：二九〇六六〕。彼は前述のアミ族についての漂流記録や台湾総督府の調査記録について触れてはいないが、民族植物学的分析の過程から、与那国島の稻作形態とオーストロネシア語族の稻作形態がよく似ているという同様の結論を導き出している。濟州島の漂流者の記録からは、与那国島では稻と粟が同時に存在し、西表島では明確に稻七割、粟三割という比率まである。また、波照間島、新城島では以前は粟が主食で、米は交易によつて得ていた。漂流記録のなかの稻の作付けの時期について、佐々木は他の関係史料から、中世の当地の稻作は冬稻類型の一種であり、与那国島と同様に「十二月植え付け、四月収穫」という稻作形態であったと考証している。これは台湾島とその周辺地域では冬が湿潤で夏が乾燥しているという気候に適応した作物であるといふことである。<sup>(9)</sup> またこの種類の稻作暦と粟の耕作暦は実際にたいへん類似しており、基本的には「粟作」主体の雑穀栽培農業の系統であり、そこから発展してきた「稻作」形態である。また、八重山群島その他の島嶼の粟作暦と収穫の時の禁忌をよく検討してみると、台湾のブスン族〔馬淵東一一九三七〕、ヤミ族〔奥田或など一九四一〕、ルカイ族〔佐々木一九七六〕の粟作の過程とよく似ている。<sup>(10)</sup> つまり、佐々木はこの時期の与那国島の稻の品種と近代以後に沖縄北部から伝播してきた稻の品種は異なるものと考え、南島の諸民族の粟作と密接に関連した冬季稻作型の品種であると考えているのである。農具からみて、佐々木は「小鋤」による農耕方法は、東南アジアに典型的にみられる堀棒耕作文化だとして、粟やイモ類の耕作やそれに伴う漁労に適しているとしている〔佐々木一九七三：五一～八七〕。この点に関して、前述のアミ族の手鋤耕作はまた同類型の農具であると筆者は考えている。

また、渡部忠世が八重山群島の在来の稻の品種で行つたフェノール反応による分析の結果〔渡部一九八四：六七〇九一〕によると、インドネシアのハルマヘラ島、マルク諸島、スマラウエシ島、スンダ列島の稻の測定結果と同じであつたという。台湾山地の陸稻の品種の分析結果がないものの、一九二八年に磯永吉が報告する台湾山地原住民が栽培する所謂「南洋系」の水陸兼用の稻の品種と彼の調査した八重山群島の在来種は同じであると考えている。それゆ

え、彼は八重山群島の在来品種は南方から北上してもたらされた品種であり、台湾山地の稻と同じであるというだけでなく、スンダ列島から直接もたらされたのではなく、台湾を経由してきた可能性が強いと推測している。実際、前述の民族植物学者の稻の研究と八重山地域の考古学者の意見は一致している〔仲宗根 一九九二〕。考古学の発掘調査の結果すでに知られているのは、日本以北の縄文文化、弥生文化の南限は沖縄本島までである。南部の宮古群島と八重山群島は、地層や出土物を問わず八重山群島の方が宮古群島よりも古く、先史時代の文化の源流の議論では、北の宮古島は南の八重山群島の延長線上にあると考えられている。つまり、こうした耕作文化の類型の発展過程からみると南から北のルートをとった傾向が比較的強い。このような発展の方向は前述した北から南への文明の発展の方向とはまったく逆である。

前述した推論および一八〇三年の秀姑巒溪口の漂流記録から二〇世紀初期の当該地域の記録、一四七七年の濟州島民の描写する与那国島の社会・文化の形態からみて、台湾のオーストロネシア語族と類似したところがあることは間違いない。二つの漂流記録には大きな時間差があり、その間に社会・文化の変遷が生まれたとはいっても、外来文化の強烈なインパクトがない情況のなかで、自然条件に生活様式を最も適応させ、長い時間を経ても容易には変わらなかつた。さらに、一九世紀末に日本の民族学者が台湾に来て原住民を調査した最も初期の調査でも、いくつかの類似した特徴があり、そのことを再確認させてくれる。例えば、伊能嘉矩と栗野伝之丞が記録したブヌン族、ツォウ族の口嘵みの酒の醸造法がある〔伊能・栗野 一九〇〇：一二二〕。また、鳥居龍藏も、蘭嶼のヤミ族の家屋の屋根が前七分、後三三分の比率で一方が長く、葺葺きで、倉庫が別になっている住居の形態であったこと、また、婦人は髪が長く麻繩で頭の上にそれを結い、竹の櫛を挿し、身体装飾は耳飾りや手足に飾り物を付け、首には様々な色のネットクレスがあつたこと、などを記録している〔鳥居 一九七六（一九〇二）：二八四～三二八〕。台湾のオーストロネシア語族の社会制度と文化は一九世紀には非常に分化しており、それゆえ済州島民の口述記録からそれが台湾のどの民族集団と特に類似しているとは推断しがたい。とはいっても、東海岸の民族史全体からみて、この史料が一五世紀後期の東台湾海域の

諸民族の発展の文化類型の参考になるという重要性は疑う余地はないであろう。

## 八重山群島における公文書にみられる漂流事件

前述のとおり、八重山群島は一五世紀に入つてようやく琉球王国の支配の版図に入った。北方の琉球王国の成立した歴史はそれほど長くはなく、おおよそ一四世紀に各地の豪族を統一して完成した。琉球王国はこの五〇〇年の東アジアの歴史において極めて特殊な政体であり、一三七二年の琉球による当時の明帝国への進貢以来、琉球は形式的には明の属国であったが、明と琉球の関係は基本的には互恵的な貿易であつたために、実質的な内政の支配がなかつた。名目上は琉球の国王は明國の冊封を受け、明國の書体などを採用した。また一方で、一六〇九年の北方の鹿児島の薩摩藩の率いる軍隊によつて、琉球王国は屈服させられ、その後薩摩藩は役人を首府に常駐させ、琉球王府の貿易を独占し、琉球を薩摩藩の実質上の属国とした。つまり、政治体制の属性の上で、その宗主国の統治形態には虚と実があり、琉球王国は二重の宗主国のある擬似独立国家であり、薩摩藩は背後で実質的に政治経済や外交をコントロールする宗主国であつた。

この種の政治的状況は南部の八重山群島ではさらに難しく、明國の力は終始八重山群島には及ばなかつたものの、琉球王国には厳密な統治を受けており、また琉球の上の薩摩藩の監視下にあつた。このような二重統治の状態が、一九世紀後期の日本の明治政府が琉球王国の廃止と沖縄県の設置までずっと続いた。だからこそ行政の体制の上では一六二八年に琉球王府は初めて宮古島に役人を常駐させ、ついで一六三二年には八重山に常駐させた。その後、一八七九年の沖縄県の設置にいたるまでの二五〇年の間、八重山群島を統治する役人は一方で首里から派遣された役人として公務の処理や貢租の確保を負うとともに薩摩藩の貢租の上納も負つていた<sup>(1)</sup>。同時に彼らは、外国船舶の接岸を取り締まつており、八重山群島が明や清その他外国船舶の貿易によつて牛耳られないように監視していた。このよ

うな理由で、当地に駐留している行政機構は上に毎年八重山群島で起きた各種の事務を報告しなくてはならなかつた。こうした事務記録が『八重山島年來記』であり、それはまた一七世紀から一九世紀の社会動態を研究する上で最も重要な史料である。

この『八重山島年來記』の文体は、編年記事の形式で（年代の大部分は明清の皇帝年号と干支で、琉球国王年号を使つてゐる場合もある。以下、本稿では西暦に換算してい）薩摩藩が使つていた古文書体で書かれている。<sup>(12)</sup> 詳細な記事は一六二九年から一八一七年までの一八八年間に合計四六三件の事件を記録している。これらの記事は、内容は様々なものを網羅しているが、大部分は型どおりの首里の役人と薩摩の役人の人事の名簿、貢租の徵税情況、その時の天災、疾病などの流行の記載が最も多い。注目したいのは、その中で六六件の船舶がこの地に着いたか島外に出て行つたといった漂流にかんする記録で、これらはかなりの紙幅を占めており、琉球と薩摩が船舶の漂流事件をどの程度重視していたかということを見ることができる。これらの史料から、与那国島と台湾の漂流記録にかんして分析する価値があると筆者が考えるところを時系列に沿つて列挙してみたい。

- 一六四八年 一、波照間島之内、平田村百姓男女四五拾人程、大波照間与申南之島江欠落仕候、右二付而、波照間  
村松茂氏・波照間首里大屋子守恒氏・石垣親雲上船乗船より乗合上國仕候處、越度有之役儀被召迦  
罷下り候砌、南之島漂着、彼役石垣親雲上始、船中人数ハ次丑春与那国江參着、夫より帰島為仕由  
候

一六五九年 一、与那国島江阿蘭陀船破損二付、為跡見島袋親雲上同年被罷下次丑夏御帰國

- 一、波場名村住宮良親雲上、琉球より下り之砌、南島江漂着、次丑四月与那国島江參着、夫より帰島  
仕候

一七三二年 一、石垣親雲上乘船之儀、帰帆之砌、慶良間・渡嘉敷泊之外より被吹放、台灣江漂着、次子春福建江

被送届、同七月七日唐船拝借帰、唐船頼船二而那霸入津、乗人数庖瘡煩ニ付、奥武之山江召籠快氣  
ニ而、八月ニ那霸江参出、地船より十月帰島仕候

右の三項の記録のうち、前の二つの項で注目されるのは「南の島」とはいつたいどであるかということである。時代からみると、薩摩藩の支配下に入つてそれほど経っていないころで、薩摩藩が課す重税に耐えかねて、村民が結託して「南の島」へ集団逃亡を図っていた可能性が高いと理解することができる。しかし、波照間島は八重山群島の最南端の島で、他の八重山群島の大きな島は役人の管理下にあり、「南の島」は明らかに波照間島より大きな島であることを強調している。そのため「南の島」とは台湾島に違いないと筆者は考える。

そう考えるもう一つの根拠は、一六五九年の漂流者と同じで、彼らは帰国する時にみな翌年の春に与那国を経由して帰っているということである。その島と与那国島が最も接近していない限り、与那国島から帰つたりはしないであろう。与那国島と最も近い大きな島とすると地理上それは台湾島である。また、動力のない時代、春夏を待つて（農暦四月）、やつと風力を利用して帰ることができた。さらに一步話を進めて、もしも与那国島と台湾島の間にある程度の相互認識と理解がなかつたとしたら、偶然に役人が一人とも与那国島を通つて帰ることを知つていることはありえないだろう。しかも長い間「南の島」で安全に滞在し、現地の住民に殺害されることもなかつたのである。

実際、台湾の東海岸の原住民族に外来の漂流者が殺されたという事件は、歴史のなかで時折耳にする。伊能嘉矩は『台湾蕃政志』に、一六二八年のスペイン船カルバハル号 (Carabajal) が卑南の付近の「蛮地」に漂着し、乗組員が殺害されたことを記載している。また、一六三二年に一艘のカンボジア船が台湾の基隆を出て、ルソン島のマニラに行く途中、台風に遭い今の宜蘭<sup>(13)</sup>一帯に漂着し、船員五〇名がクバラン人によつて全員殺害されたという事件も発生したと記録している。このように見てくると、同じ時期に八重山群島の人々が漂流した事件や、彼らが南方の島々の人々に殺された記録がどうしてないのか、むしろ不思議に思えるであろう。確証はないにせよ、八重山と台湾の双方

の住民だけがお互いをよく熟知しており、友好的な状態であつたといふことでなければこれは理解しがたい。また、八重山の島々に伝わっている起源神話のうち、与那国島のものによる「人は南方からこの地にやつてきた」「池間一九五九」という。後にこの島が住みよいことを発見した住人は、家族をつれてそこに住んだ。しかし口頭伝承には、明確な時期の記録はない。この伝説においては、与那国島の地理空間の認識のなかに、南の島々の存在があるということが推測できるにすぎない。

また、もしも台湾の歴史の発展過程から証明するとすれば、我々は一六四八年と一六五九年、台湾の西部がオランダの統治下にあつたころ、二つ目の記録のなかに、「阿蘭陀」船舶が破損したという記述を見つけることが出来る。これはオランダであることは間違いないが、オランダ行政の力はまだ台湾島東部には達していなかつた。また、いわゆる「台湾」という名詞が使われたのも一六八四年の清の康熙の時代に正式に決定したもので、福建省に隸属していた。そのため、我々が三つ目の記録を読むとき、このとき既に雍正年間に入つていて、八重山群島について言えば台湾はすでに一つの名前を持つた島として認識されていたことがわかる。当時いうところの台湾とは今日の台南を指しております、当時の引渡しの慣例に従えば、まず、福建に送られて身分を証明した後、琉球王府に身柄を帰されることとなる。この文章は一七一三年の記録で『八重山島年來記』のなかで唯一みられる「台湾」の名称のある文章である。この後、台湾との相互的往来の記録は二度と出てこない。

同書のなかの他の与那国島の漂流記録は下記のいくつかであり、要約して列挙しておく。

- 一七一四年 八重山群島の役人が与那国島から廣東の新村に漂着。
- 一七一九年 日本の紀州の人が船を破損し、与那国島に漂着。
- 一七三七年 与那国島の役人が石垣島から与那国島に行く時、北部の久米島に漂着。
- 一七四〇年 八重山の役人が石垣から琉球王府に行く時、与那国島に漂着。

一七四四年 与那国島から出帆した宇良という役人が行方不明。

一七五三年 与那国島から貢納米を積んだ船が、大風に遭い、風に乗って漂流した結果、鹿児島に着いた。

一七七一年 理由は不明であるが、与那国島の小舟に乗った小役人一〇人が黒島に漂着。

一八一六年 琉球王府から清国に進貢した小唐船一艘が与那国島に漂着。

以上が『八重山島年來記』のなかから抜粋した与那国島関連の漂流事件の記録である。こうした記録は、八重山群島の役所の調査を通じた後の資料なので信頼できるものである。記録の大部分は役人の漂流事件であり、上への報告の必要性があつたためである。このことから、身分のない一般の漁民や農民が不意に漂流した事件などは記録されなかつたであろうし、おそらく多すぎて記録できなかつたであろう。また、それが故意であるかどうか、海禁政策のなかで密貿易や偽装漂流などはこうした記載のなかに入れることは難しかつたと思われる〔濱下一九九三：一九九、一二〇〕。最後に、漂流の方々からみると、様々な方向があつて、定常的な経路がない〔国分一九七八：六〇一〇、廖風德一九八八：二〇五～二〇八〕。この事実は、東海（東シナ海）と太平洋を結ぶこの海域の潮流や気候の不安定さのほか、自然な状態においても一六世紀以前の目的のある移動あるいは目的のない漂流の頻度は、我々の理解の範囲を超えていることを示している。こうした「海上の道」における様々な社会・文化の交流は我々の想像以上のものであろう。

### 八重山群島当局による対外漂流船舶の取締規程

前述したように、琉球王国は形式上、明、清に朝貢していたが、実際の目的は国際貿易を進めるためであつた。琉球は東南アジアや日本から物品を輸入し、それに自らの物産を加えて進貢の名目で福建などに行つて貿易を行つてい

た。明清の両国もまた、「冊封」の形式的名目で琉球に特使を派遣して貿易を行っていた。進貢と冊封に用いる百人乗りの大型船を琉球は造る事ができず、明国を頼つて造つてもらわざるを得ず、こうした特定の船を「進貢船」と称し、ほかの「唐船」とは区別していた。一四〇—一五世紀の間、明朝の冊封体制、朝貢貿易、海禁政策のなか、琉球は東アジアの中継地として繁栄していた〔曹永和一九八八b・六二一～六三二〕。しかし、東アジアにおけるこの種の国際貿易形態は薩摩藩との熾烈な競争を受け、終に一六〇九年薩摩藩は琉球王府を正式に投降させた後すぐに、琉球は対外貿易権を譲り渡さなければならなくなつた。薩摩藩は進貢船以外の外国船舶と琉球の貿易を禁止しただけではなく、琉球の対中貿易品を薩摩に向けたものだけに制限し、またその中間の利益を貪るようになつた。明、清との衝突を避けるため、薩摩の植民統治は中国や他の外国に知られないよう秘密裏に進行した。中国の「冊封使」が首里に来るたびに、薩摩の役人は田舎に移り、半年もの間身を隠していた。

一七世紀から一九世紀にかけて薩摩藩は巧妙に琉球王国の内政と外交を統制し、その最大の利益を得ていた。また、薩摩藩はその利益を江戸の徳川幕府に上納しなくてはならず、その内政と外交は幕府による指示を受けていた。そのため、一六三〇年代に江戸幕府の鎖国体制が確立した後、薩摩藩に属した琉球王国も江戸の鎖国の指示を執行し、藩内の人間の海外渡航や清国、朝鮮、オランダ以外の外国船籍の到来を禁止した。

鎖国体制の最大の目的は、江戸幕府が対外貿易を統制し、占有するということのほか、ヨーロッパからのキリスト教の伝道を厳格に取り締まるということであった〔荒野一九八七・一八三一～三六参照〕。琉球王国におけるこうした鎖国体制の実施は、王府を勤員し行政機構全体に海防について監視させるというだけではなく、外国船の漂着事件の多い八重山群島では、さらに特別に役人を派遣して異国船についての事務にあたらせることとなつた。初期には薩摩藩が直接に兵を駐屯させ、密貿易を厳しく取り締まつたことすらあつた。

鎖国体制下の詳細な執行規程について、薩摩は琉球政府を通じて種々の禁令と指示を頒布しており、こうしたもののは漂流船舶、来航船舶にかんする在外駐屯団体の取締規程のなかに最も具体的に表れている。以下で筆者が分析しよ

うとしている最後の一編は台湾にかんする史料で、それは琉球王府が八重山群島に駐留している団体の外国船取締規程である。規程中の細目をみると、八重山群島の住民と外界世界（台湾島を含む）との接触の形態を推察することができる。こうした外来船舶は「進貢接貢船」、「唐船」、「朝鮮船」、「異国船」、「日本の他領の船」、「南蛮船」、「阿蘭陀船」（オランダ船）に分けることができ、当時の琉球王国の東アジアの国際政治における微妙な位置のため、就航の目的は、通商あるいは漂着・破損であり、様々な複雑な規程で処理されている〔系数一九八八参考〕。

この史料の全名称は『進貢・接貢船・唐人通船・朝鮮人乗船・日本他領人乗船・各漂着並破船之時、八重山在番々役勤職帳』といい、様々な国籍の船とその目的とに区分されており、全部で二〇件ある。今日残っているのは一八一三年の手抄本の記録であるが、この政策は一七世紀からすでに執行されており、そのため一般にはさらに早い時期から類似の取締規程がすでに用いられていたと考えられている。以下は石垣市史編纂室が私家文書のなかから整理した史料〔石垣市総務部市史編纂室 一九九三：一～五〕に依拠して分析を進めた。その中の二つの規程が直接に「高砂」について触れており、これは当時の江戸幕府が台湾島について使つていて呼称である。

この二つの規程の名称は「唐人乗船、朝鮮船漂着仕候時之公事」および「唐人乗船、朝鮮船破損之時勤之次第」である。この史料の各規程の事項のなかから、役人の漂流船舶に対する警戒した姿勢を見ることができる。客観的な資料、例えば、どこから来たのか、何が原因で漂流してそこに着いたのか、何人乗つているのか、貨物はどれくらいかなどの来船の詳細な記録のほか、八重山の役人が漂着した者を上陸させることを厳禁し、やむをえず上陸させたにせよ、役人に見張りをさせるべきことなどが繰り返し命じられている。また、漂流者と地元民が接触すること、ましてや交易することなどが嚴重に取り締まられるべきであることが述べられている。しかし、このようであつても「唐物」にかんする密貿易は頻繁に発生し、統治の役人は頭を痛めながら、取締りを強化していた。<sup>(1)</sup>そのため、「唐船」か「朝鮮船」が補給を必要とした場合でも、あまりよい待遇ではなく、当局はこれらの船を修復したらできるだけ早く出て行つてほしいと考えていた。

「高砂」から着いた「唐船」についての一いつの文章（二つの内容は同じ）は、特別に以下の注意事項を指示しており、検討に値する。

高砂を出発した唐船にはキリスト教の信者がいる。普通の唐船にキリスト教徒の乗客がいると、特に彼らが布教しないように警告しなくてはならない。キリスト教徒が所持している道具、人相書などは仔細に検査する。人相書は南蛮船の絵の裏に付けておき、所持している道具も裏側に記録する。

この規程は台湾の船舶が「唐船」の類別に入れられていることを示しており、すべての唐船、朝鮮船の処置事項のなかで唯一キリスト教の布教の禁止にふれている箇所である。他是南蛮船とオランダ船の漂流船の処置の規程にだけ、キリスト教の流入の禁止にかんする事項がある。この点から、当時の八重山群島の当局は、台湾から来る船はキリスト教を秘密裏に宣教するものあるいはキリスト教徒の物品を密貿易する中継をしていると認識していたことは明白である。筆者は他の文献から台湾船舶がこのように取り締まられたという記載を見つけることができなかつたが、このような認識はどうして生まれたかということについてさらに考えてみる必要があるだろう。

実際、一六世紀末から一七世紀以後、ヨーロッパ市場は東アジア諸国に対して貿易の要求を日々強めていき、明、日本、朝鮮の海禁政策のなか、台湾は東シナ海の新しい貿易中継点として役割を果たすようになつた。もちろん、ポルトガル船は日本に行き、明国船はフィリピンに行き、スペイン船はメキシコとフィリピンの間を往来するなか、台湾はまさにこうした航路の中継地点にあつた〔曹永和 一九八八b・六二五〕。オランダ人、スペイン人もまたこうした条件を見極めて積極的に植民地経営を進めていった。植民地主義にともなつて、もう一つの宗教信仰上の目的も看過できなくなり、特にスペインの植民者の布教は最も熱心だつた。

スペインはそれまで続々とたくさんの宣教師を台湾に派遣していく。イエズス会、ドミニコ会の宣教師たちが台湾に来て学校を経営していた。その目的は当地で宣教をすることのほかに、中国や日本に宣教する宣教師の養成もあつた。最も有名なドミニコ会の宣教師ハシント・エスキベル (Jacinto Esquivel) は一六二九年に台湾に学校を作つ

た。彼は日本に潜入して宣教したいと考え、一六三〇年に『日西辞典』を編纂し、また台湾の淡水の土語の辞典も編纂した。一六三三年に彼は日本に潜入しようと唐船に乗り込んだが、船員に殺害され、死体は岸に棄てられた〔中村一九五一・二五〇六一〕。この事件の少し前、ルソン島のマニラから来航したスペイン籍神父が石垣島に上陸したが、当地の人たちが彼を家に招待した時、王府の怒りに触れ、家族とともに流刑に処せられ財産を没収された。一〇年後、彼は流刑の地で、薩摩藩にさらに火あぶりの刑に処せられ、弟も火あぶりになつて殺されるという運命となつた。この事件は前述の『八重山島年來記』のなかに記載されており、当地での一大事件であつたと思われる。言い換えれば、八重山島民が唐船に潜入したり、キリスト教徒が入つたりすることにかなり警戒がされていたことである。台湾の唐船のなかにキリスト教徒が潜入していないかどうかという懷疑が前述のような事件を引き起こしたのかもしれない。

このほかに一八世紀の初め、フランスの宣教師ド・マイヤ De Mailly (中国語名 馮秉正) が、台湾に地図を描くために来た時、観察したところによれば、台湾にはすでにキリスト教徒がいたようで、それは漢人ではなく原住民であつた〔方豪一九六九〕。しかし、これは一七世紀にオランダ人が新港、台南で宣教した時に残つた信徒であつたであろう〔伊能一九〇四・五五〇五六〕。彼らは日本に宣教する意志はなく、中村孝志は一七世紀中葉以降、オランダとスペインが台湾から勢力を撤退していくにつれて、台湾のキリスト教は二〇〇年の暗黒期に入つたとしている。それは一九世紀以降の英國長老派教会が再度台湾に入つて布教を始めるまで、ずっと続いた〔曹永和一九八八a・五九一六〇〕。同じ頃 (一九世紀中葉以後)、欧米列強はその船と大砲にうつたえて、不斷に琉球王国との通商、宣教を要求し、江戸の統制下にある鎖国体制をこじ開けようとしていた〔大熊一九七一参照〕。それゆえ、前述した一八〇三年の手抄本史料の後は、「異国船」にかんする新しい取締規程はない。そうであつたとしても、こうした取締規程から見えてきた事柄から、鎖国体制下で八重山群島は海防の要地となり、そのため公文書史料には、八重山群島と台湾島の意図的な往来の記録がないのだと説明することができる。

## 環台灣東海の島嶼民族史再考

これまでに述べたことを以下で総括する。本稿では集団の漂流と移動にかんする性質の異なる三つの史料を使い、前近代の台湾と八重山群島の民族接触および様々な社会・文化的関連性のある材料を分析してきた。まず、一つ目の朝鮮済州島の漂流者の記録は、一五世紀の琉球の南北二つの文化圏の差異が現れているだけではなく、与那国島を代表とする八重山諸島の持つ南方民族の社会・文化的基層があることを示している。特に生活技術、農業・生態的な視点から論証しようとすると、極めて強い台湾島との関連性が見られた。あるいは、一五世紀当時の与那国島と台湾島は同じ類型の社会・文化の発展の歴史的過程の上にあつたといつてもよい。

二つ目の八重山群島の公文書の編年史記録からは、筆者は一七世紀から一八世紀初頭、もしも「南の島」が台湾を示しているというのが間違いなければ、八重山群島あるいは与那国島の人々からみれば、台湾はあたかも容易に往来できる近所と同じで、困難な情況に遭うと逃げることのできる場所であった。少々言い過ぎになるかもしれないが、台湾は、船舶が漂流した時、暫く身をおく大きな島であり、潮流と季節風が良くなるのを待つてまた帆を揚げて帰るといったところだつたのである。

おそらく、一八世紀から一九世紀の間はこの種の穏やかな関係は記録には現れなかつたであろう。反対に、この三つの史料のなかで示されているのは非常に警戒した緊張関係である。薩摩藩の勢力範囲の統制下にあつた琉球王国、またその薩摩藩も江戸幕府の統制下にあり、琉球王国に統制されていた八重山群島は東アジア島弧の社会秩序のなかでは辺境中の辺境の位置にあつた。このことは八重山群島と台湾の間に往来がなかつたということを示しているわけではなく、当局の統制の下では、私的な往来や密貿易だつたため彼らは自ら記録を残さなかつたということである。これらのこととは台湾の記録のなかにだけ示され、台湾島への来航は結局当局の注目的となり、当局は犯罪を特別に

警戒するようになった。台湾の内部史料にはたくさんの考えさせられる歴史的事実が残つており、それらはあまり注意されてこなかつた。我々のような外部からの観点と記録が、かえつて台湾東部の外海の歴史過程の新しい理解可能にすることもあるのである。

前述した三つの八重山群島にかんする漂流記録のなかに現れた様々な情報からすると、自然な状態の下では、台湾の東方海上の各島々の間での目的のある、あるいは目的のない漂流の頻度は我々の知る範囲を超えるものである。この種の「海上の道」にあつた様々な社会的文化的交流はまた我々の想像の範囲を超えていいるかもしない。<sup>(15)</sup>

本稿で分析してきた漂流の史料のなかに現れているものは、環東海（環東シナ海）の国々が一五世紀から一九世紀初頭に生んだ海上での複雑な相互関係の一部であり、このことが東台湾海の八重山群島の住民と台湾のオーストロネシア語族との民族の接触や往来と社会・文化の類縁的関係と繋がつてゐる。この研究において、筆者はこの地域の民族史研究は東アジアの国際秩序のなかにおいてみることが必要だと実感した。中国型の華夷秩序、日本型の華夷秩序はどちらもこの島嶼地域の集団の移動に大きな影響を与え、この区域の無文字民族と有文字民族の間に歴史的発展の落差を生み出した。いかにして東台湾海の島嶼民族史を再構築することができるのか。限られた漂流史料での文献研究は当然不十分である。筆者は考古学、民族植物学、遺伝学、言語学および社会・文化の比較など研究のどれもが、これから切り拓いていくべき道があり、学術界が努力していくに値する研究課題であると痛切に感じるのである。<sup>(16)</sup>

## 注

- (1) 黒潮文化圏の仮説は、日本の学界において長い研究上の伝統がある。黒潮文化の会（一九八〇）参照。
- (2) 馬淵東一はかつてこのことについて嘆いたことがある〔馬淵一九七四（一九五二）・四八五・四九二〕。
- (3) 歴史学者の梁嘉彬はかつて航海記録（漂流記録も含む）を利用して『隋書』にある「流求」が現在の台湾ではなく、琉球列島に相当することを証明した〔梁嘉彬 一九六五〕。

(4) 琉球王国の最も早い正史の記録は、一六五〇年の向象賢による『中山世鑑』になる〔曹永和一九九八a:「一八三〇」参考〕。

(5) 筆者の「文明」の見方については、チャイルド(V.Gordon Childe)の古典的定義を用いている。彼によればヨーロッパは新石器革命と都市革命後、文明段階に入り、その基準は定住農耕、家畜飼養、定住の他、都市、職業分化、社会階層、税制、公共の建築、文字の確立を含んでくる〔Childe 1957: 341-345 参照〕。

(6) 「順吉丸」の一行は九人であった。一八〇一年の十一月に函館を出発し、予定では四日市に荷物を運ぶことになっていたが、強風に遭い転々としながら南方へ流された。台湾東部海岸に漂流した時まずクバラン人と会い、その後、秀姑巒溪口（現在の大港口）のアミ人に温かく迎え入れられたが、結局、文助という船長だけが生き残った。四年を経た後、文助は那崎、枋寮、鳳山、台南、廈門を点々とさせられた。その後一八一一年に長崎に戻り、役所で詳細に詰問された。秦貞廉によつてこの記録は書物として編集された〔秦貞廉一九三九参考〕。

(7) 漂流記の中では村の中で商売を営む漢人が描かれており、彼らの生活形態は土地の人とは明確な違いがある。例えば商人はランプを使い、文字を読めるが、土地の人は松明を使つてゐる〔秦貞廉一九三九:「一四三四」〕。

(8) 同書は水稻についても記録している。しかし、水稻の種まきは比較的遅く、旧暦十一月中旬にまき、五、六月に収穫する。すぐさま五月に種をまき、十月に収穫する〔台灣總督府臨時台灣舊慣調查會一九一五:三〇～三三〕参考〕。

(9) 劉益昌氏の指摘に感謝したい。台湾島の東部と北部のみがこの類型に属するといふべきである。

(10) 一九一〇年代の台湾總督府の調査記録もまた「北部地区のタイヤル族の栗黍は冬に種まきをし、夏に収穫をする。陸

稻は初夏に種まきをし、秋に収穫する」と記してゐる〔中央研究院民族學研究所誌一九九六:一〇一～一〇三〕参考〕。

(11) 薩摩藩の悪税は「人頭税」と呼ばれ、一五歳以上五〇歳以下の男女にはすべて課税され、労働させられた。課税の内容は、米、粟、布が主である。八重山の人頭税制度は一八七九年の廢藩置県後も続き、一九〇二年になつてようやく改められた〔宮良一九七五:三三～三八参考〕。

(12) 『八重山島年來記』にはいくつかの写本がある。本稿は沖縄県史編集所編（一九八七）に依拠してゐる〔沖縄県史編集所編一九八七:二八〇参考〕。

(13) 伊能〔一九〇四～五五～五六〕を参照、また近代史上有名な一八七四年の琉球の宮古島島民が牡丹社で殺害された事件

については藤井（一九九二）を参照。

(14) 『唐物締方之儀二付勤之次第』六頁を見よ。また、条文のなかで琉球の役人は日本と関係がないよう装つた。もしも、唐船または外国船がそこに漂着し、日本の船が付近にある時は、すみやかに海岸に行つて漂流船が見えないように隠さなければならぬ。海岸付近の漂流船では、日本の歌を歌う」と、日本の年号を使う」とは禁ずる

〔石垣市総務部市史編纂室 一九九三・一~五一〕。

(15) 前述の秦貞廉（一九三九）の北海道民が秀姑巒溪口に漂着した時の記録には、当地のアミ人は一枚の鹿の皮を寝具にしており、漂流者たちは彼らに乾かした稻藁でむしろを編むように教えたという〔秦貞廉 一九三九・二九〕。

(16) 本稿は一九九六年五月二一日から一四日に中央研究院が主催の *Symposia of Culture as well as Biological Affinities among Indigenous People in Taiwan and Southeast Asia* のために用意した論文を書き改めたものである。会議に参加された各位および「平埔工作會」からは貴重な意見を戴いた。また、石垣博孝、名城泰雄、許賢瑤、林昌華の各位からは関連文献などについての教示を頂いた。謹んで感謝を申し上げたい。

### 引用文献

- 大熊良一、一九七一『異国船琉球来航史の研究』鹿島研究所出版会。
- 方豪、一九六九『康熙五十三年測繪臺灣地圖考』方豪六十自定稿 自印。
- 中央研究院民族學研究所（編譯）、一九九六『蕃族慣習調査報告書第一卷泰雅族』同所刊行。
- 中村孝志、一九五一「台湾におけるエスペニヤ人の教化事業」『日本文化』三〇号。
- 石垣市総務部市史編纂室、一九九三『進貢・接貢船、唐人通船、朝鮮人乗船、日本他領人乗船、各漂着并破船之時、八重山島在番役々勤職帳、写（異国船で来琉の日本人の上陸について）・異国人江返答之心得』石垣市史叢書4 石垣 石垣市役所。
- 臺灣總督府臨時臺灣舊慣調查會、一九一二『蕃族調查報告書（阿眉族南勢番）』阿眉族馬蘭社 同會刊行。
- 一九一五『蕃族慣習調査報告書第二卷』同會刊行。

池谷望子・内田晶子・高瀬恭子（編訳）、一〇〇五a『朝鮮王朝実錄 琉球史料集成【原文篇】』榕樹書林。

一〇〇五b『朝鮮王朝実錄 琉球史料集成【訳註篇】』榕樹書林。

- 伊能嘉矩、一九〇四『臺灣蕃政志』臺灣總督府民政部殖產局（一九七三古亭書屋復刻版）。
- 伊能嘉矩、栗野伝之丞、一九〇〇『臺灣蕃人事情』臺灣總督府民政部文書課。
- 池間栄三、一九五九『与那国の歴史』私家版（再版、一九七二、与那国町）。
- 仲宗根将二、一九九三『先島』とは何か』【第一回先島文化交流会議報告書】先島文化交流会議実行委員会
- 糸数兼治、一九八八「漂着関係の取締規程について」『琉球王国評定所文書第一巻』浦添市教育委員会。
- 佐々木高明、一九七三『南島根栽農耕文化の流れ』『南島の古代文化』國分直一・佐々木高明（編）毎日新聞社。
- 一九八四『南島の伝統的稻作農耕技術』『南島の稻作文化』与那国島を中心に】渡部忠世・生田滋（編）法政大学出版局。
- 高良倉吉、一九八七「解題」『沖縄県史料（漂着関係記録）』前近代<sup>5</sup> 沖縄県沖縄史料編集所（編）沖縄県教育委員会。
- 宮良高弘、一九七二『波照間島民俗誌』木耳社。
- 秦貞廉編、一九三九『享和三年 瑶亥漂流台湾チヨプラン鳴之記』臺灣總督府圖書館内臺灣愛書會。
- 馬淵東、一九七四（一九五二）『沖縄と台湾—伝承における関連と無関連』『馬淵東一著作集』第二巻、社会思想社。
- 梁嘉彬、一九六五『琉球及東南諸海島與中國』私立東海大學臺中中華書局。
- 曹永和、一九八八a『明洪武期的中琉關係』『中國海洋發展史論文集』第三輯 張炎憲（編）中央研究院三民主義研究所。
- 一九八八b『環シナ海域交流史における台湾と日本』『鎖国日本と国際交流』（上）箭内健次（編）吉川弘文館。
- 国分直一、一九七八『海上の道—海流・季節風・動物をめぐって』『海上の道 論集』国分直一（編）大和書房。
- 鳥居龍藏、一九七六（一九〇二）『紅頭嶼土俗調査報告』（一九七六『鳥居龍藏全集』第一一巻 朝日出版社）。
- 渡部忠世、一九八四『八重山の稻の系譜—蓬萊米と在来稻』渡部忠世・生田滋（編）『南島の稻作文化』与那国島を中心に】法政大学出版局。
- 黄智慧、一九九三『與那國島の起源神話初探』中央研究院民族學研究所「神話與傳說」研討會會議論文。
- 一九九四『東方海上的另類遭遇 與那國島與台灣』『宜蘭文獻』第一九期。
- 黒潮文化の会（編）、一九八〇『黒潮の民族・文化・言語』角川書店。

荒野泰典、一九八七「日本型華夷秩序の形成」網野善彦（編）『列島内外の交通と国家』日本の社会史第1巻 岩波書店。  
 廖風德、一九八八「海盜與海難 清代閩台交通問題初探」張炎憲（編）『中國海洋發展史論文集』第三輯 中央研究院三民主義研究所。

濱下武志、一九九三「東アジアにおける『ひと』の移動と琉球」『第一回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県立図書館。

藤井志津枝、一九九一『近代中日關係史源起』一八七一—一七四年 金禾出版社 台北。

Childe, V. Gordon 1957 *The Dawn of European Civilization*. Routledge & Kegan Paul.

Sahlins, Marshall 1985 *Islands of History*. University of Chicago Press.

Wolf, Eric 1982 *Europe and the People without History*. University of California Press.

#### 訳者後記

本稿は黃智慧、一九九七「人群漂流移動史料中的民族接觸與文化類緣關係」『考古人類學刊』五二、「一九～四一頁 豐北 國立臺灣大學人類學系の翻訳である。本稿は黃智慧、二〇〇一〇「移動と漂流史料における民族の接觸と文化類縁關係—与那国島と台灣」『地理歷史人類學論集』一號（琉球大學法文學部人間科學科紀要）（稻村務訳）四三～六一頁として既に訳出したものである。本書の企画上重要な論文（と言ふ）とで再録した。ただし、前訳の『朝鮮王朝實錄』に関する史料のための訳註等は省略し、最善と思える史料のみ残した。また、前訳よりも読みやすさを優先するように思い切って意訳した箇所も多い。史料学的な関心のある方は『地理歷史人類學論集』のほうをお読み頂ければ幸いである。